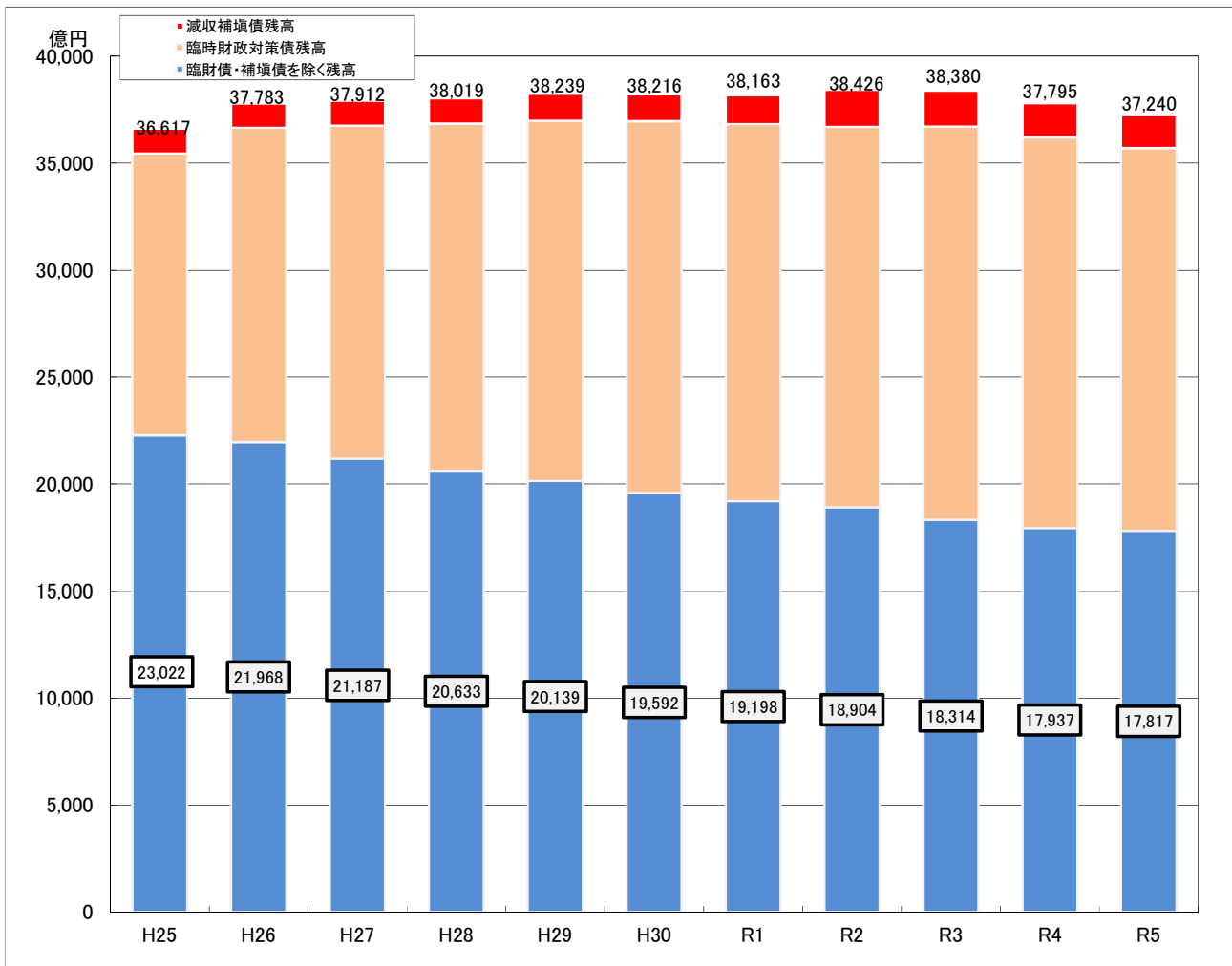


一般会計県債残高の推移

～R4決算、R5当初



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県債残高	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,795	37,240
臨時財政対策債残高	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,888
減収補填債残高	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536
臨財債・補填債を除く残高	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,937	17,817

※ 端数処理の関係で計算が合わないことがある。

- 令和4年度末の一般会計県債残高は3兆7,795億円であり、対前年度比では585億円(1.5%)の減少となります。
- 令和4年度末において、県で発行をコントロールできる県債残高は、対前年度比377億円(2.1%)減少し、1兆7,937億円となっています。
- 令和5年度当初予算における令和5年度末の県債残高は3兆7,240億円となる見込みであり、対前年度比では555億円(1.5%)減少します。
- 令和5年度末において、県で発行をコントロールできる県債の残高は1兆7,817億円となり、対前年度比で120億円(0.7%)の減少となる見込みです。
- 県債については、真に必要な事業に重点化したうえで、後年度の財政負担を配慮しながら活用します。

※臨時財政対策債

国が地方公共団体に交付する地方交付税の不足に対処するため、その不足する金額の一部をいったん地方公共団体に借金をしてまかなっておく県債のこと。言い換えれば地方交付税の振替として発行する県債であり、実質的には地方交付税といえるもので、元利償還額については、その全額が後年度の地方交付税で補填される。
平成13年度以降、国の地方財政計画に基づき発行せざるを得ないものとなっており、この発行額の増加が一般会計県債残高を押し上げる主な要因となっている。

※減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。